

平成 21 年 2 月 3 日

生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議に
関する情報共有のための円卓会議について
(案)

(設置)

平成 22 年 10 月に我が国の愛知県名古屋市において開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（以下「COP10」という。）及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（以下「MOP5」という。）にむけて、行政機関、NGO/NPO、事業者、学術組織、国際機関等の各部門間の情報の共有、意見交換、連携、協働を促進し、COP10 及び MOP5 の円滑かつ効果的な開催に資するため、生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ条約第 5 回締約国会議に関する情報共有のための円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

(構成)

円卓会議は、次に掲げる各部門の代表（各 5 名程度以内）の出席をもって構成する。また、必要に応じ、議論に資すると想定される者の出席を依頼する。

- ・ 関係省庁
- ・ 地方自治体
- ・ COP10 支援実行委員会
- ・ 経済団体・事業者
- ・ NGO/NPO
- ・ 学術組織・調査研究機関
- ・ 国際機関その他関連機関

(運営)

- ・ 円卓会議は、おおむね 3 ヶ月毎に開催することとするが、関係者の要請や重要連絡事項等に応じて必要に応じ開催する。
- ・ 円卓会議は原則として公開で行う。
- ・ 会議開催結果等については、ホームページ等により公表する。
- ・ 円卓会議の司会・進行は、環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室が担当する。

(庶務)

円卓会議の庶務は、環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室が担当する。

(その他)

以上のほか、円卓会議の運営に関して必要な事項は、円卓会議において協議して定める。